



山形県公報

平成25年12月6日(金)
第2502号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1275
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1276
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……1277
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(同) ……1278
- 平成26年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………(教育委員会) ……同
- 平成26年度採用山形県立特別支援学校実習教諭・寄宿舎指導員選考試験の実施……………(同) ……1280

## 告 示

### 山形県告示第1085号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地           | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|----------------|-----------------------|---------|------------|
| 医療法人社団さつき会     | 明日葉<br>酒田市曙町二丁目18番地の6 | 居宅介護支援  | 平成25. 8. 1 |

### 山形県告示第1086号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間   | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長      |
|-------------------------------|-----|------|-------------------|---------|
| 西村山郡朝日町大字大船木字タテノ山597番2から<br>同 | 上まで | 旧    | 11.1メートル<br>} 4.4 | 132メートル |
| 同                             | 上   | 新    | 15.1メートル<br>} 4.8 | 同上      |

**山形県告示第1087号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間              | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延長     |
|------------------------------|----------------|------|-------------------|--------|
| 西村山郡朝日町大字松程字セキヤ1085番1から<br>同 | 字クミカ峠1073番10まで | 旧    | 24.5メートル<br>} 4.7 | 71メートル |
| 同                            | 上              | 新    | 24.5メートル<br>} 8.1 | 同上     |

**山形県告示第1088号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大船木字タテノ山597番2から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月6日

**山形県告示第1089号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年12月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字松程字セキヤ1085番1から  
同 字クミカ峠1073番10まで
- 3 供用開始の期日 平成25年12月6日

**山形県告示第1090号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 南陽都市計画道路  
(2) 名称 3・4・5号赤湯停車場線

## 2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 南陽市郡山字両角三、字荒田及び字両角二、三間通字西大田、字六角西、字壇ノ越、字西蕨田、字蕨田、字中蕨田及び字東蕨田、赤湯字西川原並びに二色根字前川原、字堤端、字下川原一及び字上氷堂地内  
(2) 削除する部分 南陽市赤湯字西川原並びに二色根字前川原及び字堤端地内

## 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第1091号**

次の開発行為は、完了した。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成25年7月1日 指令村総建第166号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市弁天二丁目448番1、449番1、450番1、450番2、450番3、465番2、465番3、465番4、465番5、465番6、465番7、465番8、465番9、465番10、467番2、467番3、467番4、518番1、519番、520番1、520番2、524番1、524番2、525番、525番3、525番4、525番5、525番6、525番7

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上山市弁天二丁目2番11号  
医療法人社団みゆき会

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

汎用普通旋盤 10台

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723

## 3 落札者を決定した日 平成25年10月31日

## 4 落札者の名称及び所在地

株式会社タルイシ 山形市江俣二丁目12番15号

## 5 落札金額 48,090,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年9月20日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
数値制御機械実習装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成25年10月31日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社タルイシ 山形市江俣二丁目12番15号
- 5 落札金額 29,925,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年9月20日

平成26年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成25年12月6日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 野 滋

- 1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種               | 職                | 職 務 内 容                                                    | 志 願 資 格                                                                                                                                        | 採 用 見 込 数 |
|------------------|------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高<br>等<br>学<br>校 | 実<br>習<br>教<br>諭 | 農 業 系<br>農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。        | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成26年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は平成26年3月31日までに1年以上有する見込みの者   | 若干名       |
|                  |                  | 工 業<br>(機械)系<br>工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は平成26年3月31日までに当該学科を修めて卒業見込みの者<br>②高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は平成26年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名       |

(注1) 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条に規定する実習助手

(注2) 各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

## 2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

| 職種、教科等          | 有していることが望ましい知識、技術、資格等                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実習教諭<br>農業系     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関する基礎的な知識と技術</li> <li>・取得資格の例</li> </ul> 大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、牽引免許、農業機械整備士 等         |
| 実習教諭<br>工業（機械）系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業（機械）に関する基礎的な知識と技術</li> <li>・取得資格の例</li> </ul> 技能検定2級（機械加工、鋳造、機械・プラント製図、機械検査、機械保全、仕上げ、電気機器組立て）、溶接技能者資格 等 |

## 3 出願手続

## (1) 志願書等の用紙の配布

平成25年12月6日（金）から教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号及びあて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ、140円切手（速達は410円）をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

## (2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニは試験当日持参すること。）

## イ 志願書

## ロ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、80円切手をはること。

## ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

※ 出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

## ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

## (3) 志願書等の受付期間及び提出先

## イ 提出期間 平成26年1月6日（月）から同月15日（水）まで

## ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成26年1月15日（水）消印有効とする。）

## ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 4 選考試験

## (1) 日 時 平成26年1月29日（水）午前9時30分から

## (2) 場 所 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号）

## (3) 試験種目及び内容

## イ 筆記試験

## (イ) 一般教養筆記試験（高等学校卒業程度の内容）

ただし、農業系については農業、工業については当該分野（機械）に関する内容を含む。

## (ロ) 作文

## ロ 面接試験

## (4) 日 程 要項のとおり。

## 5 選考試験結果の通知等

(1) 選考試験の結果発表は、平成26年2月7日（金）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は、平成26年4月1日以降とする。

## 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁

総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容               | 開 示 期 間                         | 開 示 場 所       |
|-----------------------|---------------------------------|---------------|
| 一般教養筆記試験得点<br>及び総合ランク | 合格発表の日から1か月間<br>(3月6日午後4時30分まで) | 山形県教育庁総務課教職員室 |

7 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（TEL 023-630-2863）に問い合わせること。

平成26年度採用山形県立特別支援学校実習教諭・寄宿舎指導員選考試験を次のとおり実施する。

平成25年12月6日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 野 滋

1 選考を行う校種・職・職務内容・受験資格・採用見込数

| 校種     | 職      | 職 務 内 容                                       | 受 験 資 格                                                                                                                      | 採用見込数 |
|--------|--------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 特別支援学校 | 実習教諭   | ・職業科等（情報、木工、窯業、園芸農業、家庭）の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者<br>・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成26年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者 | 若干名   |
|        | 寄宿舎指導員 | ・寄宿舎における児童生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。   | ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者<br>・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成26年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者 | 若干名   |

（注1）実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条に規定する実習助手

（注2）地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者

- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・山形県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 有していることが望ましい知識、技術等

| 職種   | 有していることが望ましい知識、技術                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 実習教諭 | ・木工、窯業、園芸農業に関する基礎的な知識と技術<br>・被服に関する基礎的な知識と技術<br>・パソコンに関する基礎的な知識と技術 |

※ 「有していることが望ましい知識、技術等」は、例示された全てについて有していることが望ましいというものではない。

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

イ 用紙の請求先

山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

ロ 配布開始日

平成25年12月6日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及びあて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ、140円切手（速達は410円）を貼った角型2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立特別支援学校（該当職種）選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。なお、受験にあたっては、「寄宿舎指導員」もしくは「県立特別支援学校実習教諭」のいずれかしか志願できない。

(2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニは試験当日に持参すること。）

イ 志願書

ロ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及びあて先（あて名の下に「様」）を明記し、80円切手をはること。

ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

※ 出願時勤務しているものは、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                           | 受 付 時 間                          | 提 出 先                                      |
|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|
| 平成26年1月6日（月）から<br>平成26年1月15日（水）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く） | 山形県教育庁総務課教職員室<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

※ 郵送による出願は、簡易書留で平成26年1月15日（水）までの消印有効とする。

4 選考試験

(1) 日 時 平成26年1月29日（水）午前9時30分から

(2) 場 所 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号）

(3) 試験内容

イ 筆記試験

(イ) 一般教養筆記試験（高等学校卒業程度の内容）

(ロ) 作文

ロ 面接試験

(4) 日 程 実施要項のとおり。

5 選考試験結果の通知等

(1) 選考の結果発表は、平成26年2月7日（金）午後3時の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は、平成26年4月1日以降とする。

(3) 選考結果の合否についての電話等での問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示について

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）

| 開 示 内 容               | 開 示 期 間                         | 開 示 場 所       |
|-----------------------|---------------------------------|---------------|
| 一般教養筆記試験得点<br>及び総合ランク | 合格発表の日から1か月間<br>（3月6日午後4時30分まで） | 山形県教育庁総務課教職員室 |

7 その他

受験手続きその他受験に関する詳細については、教育庁総務課教職員室（TEL023-630-2864）に問い合わせること。